

2010.12.10

LM・ブラジル国債ファンド
(毎月分配型) / (年2回決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券



	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月分配型	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券・公債))	年12回 (毎月)	中南米	ファミリー ファンド	なし
年2回決算型					年2回			

※商品分類および属性区分の定義は、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- 本書により行う「LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)」および「LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年12月9日に関東財務局長に提出しており、平成22年12月10日にその届出の効力が生じております。
※上記ファンドを、「毎月分配型」および「年2回決算型」ということがあります。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行います)

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
 設立年月日 平成10年4月28日 資本金 10億円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆1,607億円
 (平成22年10月末現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います)

住友信託銀行株式会社

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

URL <http://www.leggmason.co.jp>

TEL 03-5219-5940
 (受付時間 営業日の午前9時~午後5時)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

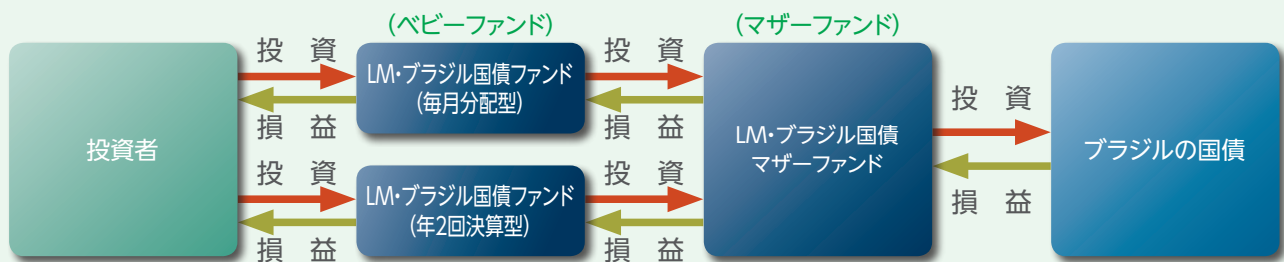
ファンドの目的

主にブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 主としてブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資を行います

- LM・ブラジル国債マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)を通じて、主としてブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資を行います。
- 債券の流動性や残存年数に配慮しながらポートフォリオを構築します。
- ファミリーファンド方式により運用を行います。



「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(「毎月分配型」または「年2回決算型」)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

特色2 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円とブラジル・レアルとの為替変動の影響を受けます。

為替変動の基準価額への影響(イメージ図)



(注) 上記の図は、円相場の値動きに対する基準価額の動きを表したイメージ図です。市況環境によっては、基準価額は異なる値動きを見せることがあります。

※ 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色3 運用はレッグ・メイソン・グループのウェスタン・アセットが行います

- マザーファンドの運用は、レッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ」(以下「投資顧問会社」)に委託します。



WESTERN ASSET ウェスタン・アセット

- ー世界有数の債券運用専門会社
- ーレッグ・メイソン・インクの100%子会社
- ー設立:1971年、本社:米国カリフォルニア
- ー運用資産約4,694億米ドル。(約38兆円)*

- ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ (在ブラジル)
- ーマザーファンドの投資顧問会社
 - ー運用資産約158億米ドル。(約1.3兆円)*

ウェスタン・アセットの拠点



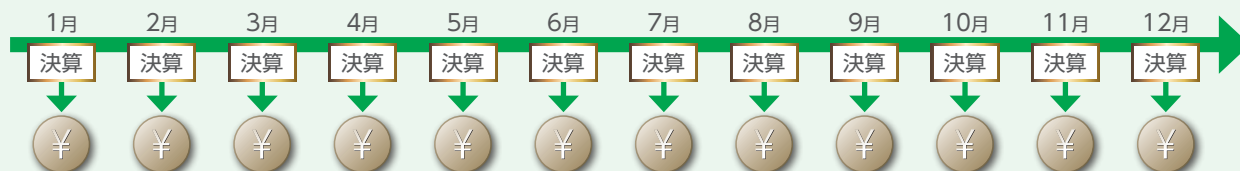
*2010年9月末現在。米ドルの円貨換算は、2010年10月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=80.89円)によります。

特色4 毎決算時に収益分配を行います

LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

分配金イメージ



LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

毎年3月13日および9月13日(休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

分配金イメージ



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。

(注) 上記の図は収益分配のイメージを示したものであり、毎期の分配金支払いを保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引を行うことができます。



基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

ファンドは、主にブラジル・リアル建てのブラジル国債を実質的な投資対象とします。したがって、ブラジルの政治・経済情勢等によって基準価額は大きく影響を受けます。



カントリーリスク(新興国に投資するリスク)

一般的に、新興国の有価証券市場は、先進国の市場と比較して市場規模が小さく、相対的に流動性の低い市場が含まれます。また、法制度・会計基準等が先進国と異なる場合や、情報開示規制・決済システム等が未整備である場合があります。そのため、新興国の有価証券は、先進国の有価証券と比較して、価格変動が大きくなる場合があります。

当ファンドでは、ブラジルにおける政治・経済情勢の変化、税制の変更、通貨または資本規制等の投資機会に影響を与える規制の発動等に伴い、当ファンドの投資目標に沿った運用が困難となる場合や基準価額が大幅に変動または下落する可能性があります。



為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

リアル／円相場において円高リアル安となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

新興国の通貨は、先進国の主要通貨と比較して、値動きが大きくなる場合があります。



金利変動リスク(金利が上がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に債券価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。当ファンドにおいては、投資対象国であるブラジルの金利が上昇し、保有するブラジル国債等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。新興国の金利は、先進国の金利と比較し大きく変動する場合があります。



信用リスク(信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク)

ブラジルの公社債等(短期金融商品を含みます。)のデフォルト(元利金支払いの不履行または遅延)、発行者の財政状況の悪化およびこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。新興国の債券は、通常、先進国の債券と比較して債務不履行の生じる可能性が高く、債務不履行が生じた場合は債券価格が大きく下落します。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 非居住者のブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・リアルを取得する為替取引に対して金融取引税が課された場合は、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。
- ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

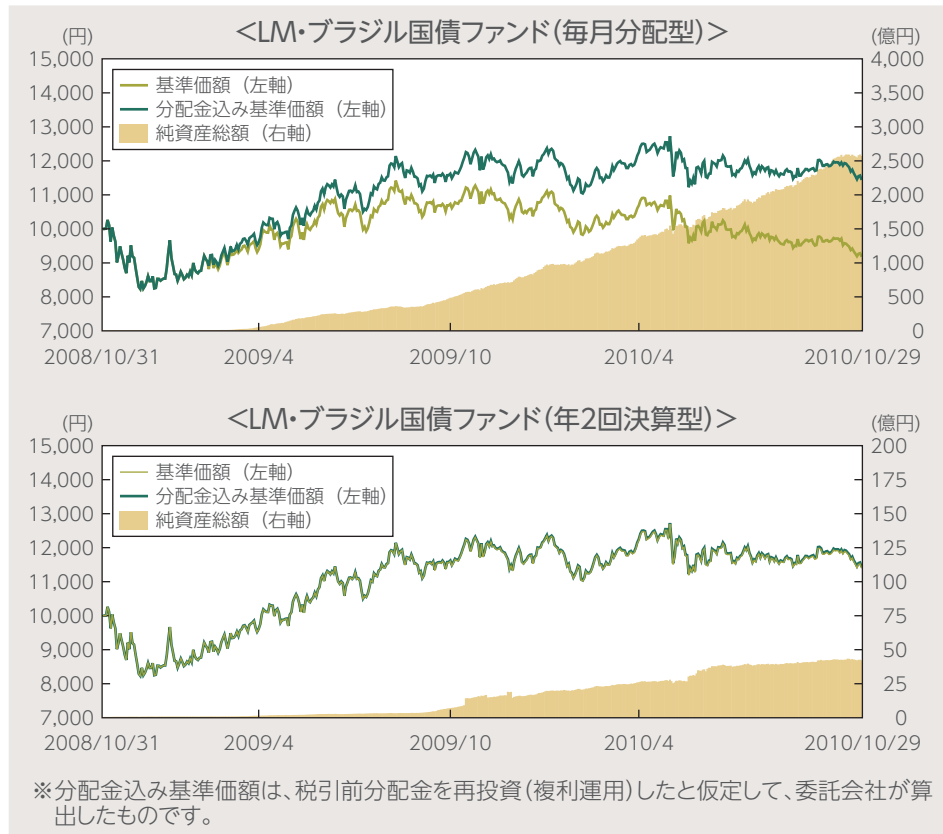
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。



基準日:2010年10月29日

基準価額・純資産の推移



分配の推移／基準価額・純資産

LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)

基準価額	純資産総額
9,179円	2,562億円
2010年 6 月	120円
2010年 7 月	120円
2010年 8 月	120円
2010年 9 月	120円
2010年10月	120円
直近1年間累計	1,340円
設定来累計	2,240円

LM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)

基準価額	純資産総額
11,393円	42億円
—	—
2009年 3 月	10円
2009年 9 月	10円
2010年 3 月	10円
2010年 9 月	10円
直近1年間累計	20円
設定来累計	40円

※1万口当たり、税引前
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(LM・ブラジル国債マザーファンド)

■ 種類別組入比率

種類	比率(%)
国債証券	97.74
現金・預金・その他の資産	2.26

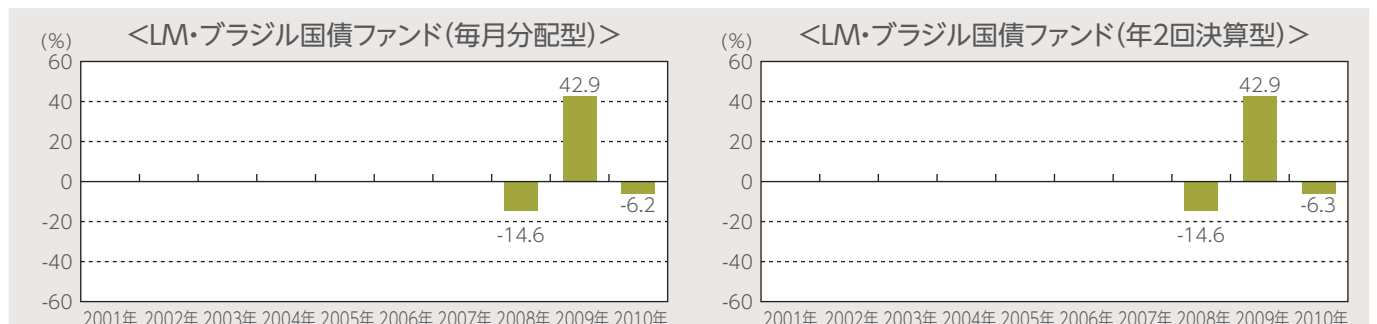
■ 組入上位銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
BRAZIL-NTN-F (NOTA TESO N)	ブラジル	国債証券	10.000	2012年 1 月 1 日	20.27
BRAZIL-LTN (LETRA TESO NA)	ブラジル	国債証券	—	2011年 7 月 1 日	19.49
BRAZIL-LTN (LETRA TESO NA)	ブラジル	国債証券	—	2011年 4 月 1 日	14.03
BRAZIL-NTN-F (NOTA TESO N)	ブラジル	国債証券	10.000	2014年 1 月 1 日	10.83
BRAZIL-NTN-F (NOTA TESO N)	ブラジル	国債証券	10.000	2013年 1 月 1 日	9.31
BRAZIL-LTN (LETRA TESO NA)	ブラジル	国債証券	—	2011年 1 月 1 日	7.91
BRAZIL-NTN-F (NOTA TESO N)	ブラジル	国債証券	10.000	2017年 1 月11日	6.87
BRAZIL-NTN-F (NOTA TESO N)	ブラジル	国債証券	10.000	2021年 1 月 1 日	3.28
BRAZIL-LTN (LETRA TESO NA)	ブラジル	国債証券	—	2011年10月 1 日	2.88
BRAZIL-NTN-F (NOTA TESO N)	ブラジル	国債証券	10.000	2011年 1 月 1 日	1.84

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※マザーファンド受益証券を、「毎月分配型」は100.07%、「年2回決算型」は100.21%組入れております。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2008年はファンドの設定日(2008年10月31日)から年末までの収益率、2010年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入申込受付	販売会社によっては、LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)またはLM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)のいずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。
購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに受付けたものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	平成22年12月10日から平成23年12月8日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の申込受付不可日	サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受け付けません。
換金制限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、LM・ブラジル国債ファンド(毎月分配型)とLM・ブラジル国債ファンド(年2回決算型)の間で、スイッチングできる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国において資本規制が導入された場合等)があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信託期間	平成30年9月13日まで(平成20年10月31日設定) ※信託期間は延長することがあります。
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 ●各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合 ●受益者のため有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	<毎月分配型>毎月13日(休業日の場合は翌営業日) <年2回決算型>毎年3月13日および9月13日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	<毎月分配型>1兆円 <年2回決算型>3,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	3月と9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、3.675%(税抜3.50%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し年1.6275%(税抜1.55%) ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時にファンドの信託財産から支払われます。 《運用管理費用(信託報酬)の配分》		
	委託会社	販売会社	受託会社
	0.7875%(税抜0.75%)	0.7875%(税抜0.75%)	0.0525%(税抜0.05%)
※投資顧問会社の報酬は、委託会社がファンドから受ける報酬から支払われますので、ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。			
その他の 費用・手数料	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、信託事務の処理に要する諸費用、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。)、信託財産に関する租税等をファンドから支払います。 その他諸費用は毎日計上され毎決算時または償還時に、日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として委託会社が算出する金額が、その他については原則として発生時に実費が、ファンドの信託財産から支払われます。 ＜ブラジルにおける金融取引税＞ 非居住者のブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・リアルを取得する為替取引に対して課される金融取引税(平成22年10月末現在 6.0%)はマザーファンドから支弁され、間接的にファンドの全受益者の負担となります。 (上記金融取引税の税率は、平成22年10月末現在のものであり、金融取引税の課税の有無、税率等は、ブラジルの税制変更に伴い変更される場合があります。) ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ ファンドの税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- ・ 上記は、平成22年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

